2026 年度 第 1 回 第三者定期監査結果の報告について

Ⅰ．はじめに

当社は原子力安全の維持向上を図るため QMS（Quality Management System：品質マネジメントシステム）活動の浸透定着に日々取組んでいる。

2024 年度第 2 回および 2025 年度第 1 回第三者監査では、課長またはグループリーダーが管理するレベルの不適合の是正処置をサンプリングいただき、原因分析を必要な程度まで行ったうえで、特定した原因を踏まえた是正処置計画を立案できているか、是正処置後の実効性レビュー（効果の確認方法）が適当かとの視点で確認いただいた。

2025 年度第 2 回第三者監査では、そのような課長やグループリーダーの活動に各組織の品質保証部門がどのように関与しているかを確認いただき、その中で、部長管理以上の不適合の是正処置について、パフォーマンス改善会議で了解を得るための原因分析に時間を要している旨を説明した。

2026 年度第 1 回第三者監査では、上記を踏まえ、部長以上が管理するレベルのコンディションレポート(CR) のうち CAQ(Condition Adverse to Quality：原子力安全に影響を及ぼす状態)の是正処置をサンプリングし、是正処置のプロセスや内容が適当かを確認いただいた。また、安全・品質本部および監査室に対しては、是正処置等の改善に係る実施状況を確認いただいた。

Ⅱ．監査結果の概要(2026 年度 第 1 回 第三者定期監査報告書を抜粋し要約)

1．監査項目

(1) QMS 活動の実施状況

・是正処置等
（再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部）

・是正処置等の改善
（安全・品質本部、監査室）

(2) 前回までの監査結果のフォローアップ

・2025 年度第 2 回定期監査（2025 年 12 月）で安全・品質本部に対して抽出した提言事項についての改善状況を確認。

2．監査結果

2026 年 7 月 22 日～8 月 25 日に行った今回の監査の結果、「提言事項」1 件を抽出した（添付参照）。

	再処理事業部 技術本部	濃縮事業部	埋設事業部	安全・品質 本部	監査室	計
指摘事項	0	0	0	0	0	0
観察事項	0	0	0	0	0	0
提言事項	1	0	0	0	0	1
良好事例	0	0	0	0	0	0

指摘事項：定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項：定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項：定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意とする。
良好事例：さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

3．監査所見

(1) QMS 活動の実施状況

今回の監査範囲において、提言事項 1 件を抽出したものの、QMS に係る活動の実施状況は、おおむね適切であった。

①再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部

部長管理以上の CR(CAQ)の是正処置のプロセスや内容が適当か確認の結果、是正処置に更なる安全確保が期待できる事例が 1 件（提言事項）確認した。

②安全・品質本部、監査室

是正処置等の改善に係る実施状況を確認の結果、改めて懸念される事項はなかった。

(2) 前回までの監査結果のフォローアップ

提言事項「OE 情報の展開調査における積極的な関与」に対する改善が適切に実施されていることを確認した。

4．第三者外部監査機関の所感

今回の監査範囲において一部、是正処置に更なる安全確保が期待できる事例を確認したため、再処理事業部　再処理工場　保全技術部 保全計画課に対して提言事項を挙げたものの、「CAP システム要則」に基づいて是正処置が実施され、QMS に係る活動の実施状況は、おおむね適切であった。

事業部によって設備や現場環境に違いはあるが、可能な限り作業を標準化して人的なミスを減らすこと、迷いや不安があったら立ち止まるという原理・原則を浸透させること、類似する設備や現場環境へ水平展開を図ること、現場での考え方や判断についてより客観性のある文書や記録を残すことなどについて、継続的な改善を期待する。

QMS 活動の推進役である安全・品質本部は各事業部と積極的に連携し、今後も改善につながる CR の登録が増えるよう各種施策を計画・実施していくことを期待する。

監査室は、実効性に重きを置いた改善事項を分かりやすく伝える努力を継続すること。また、安全・品質本部が進めている CAP システムの改善は、全社における QMS 活動の底上げにつながることから、引き続き内部監査で確認し改善に繋げていくことを期待する。

Ⅲ．監査結果に対する日本原燃の取組み

2026 年度第 1 回の定期監査で示された「提言事項」1 件に対して、当社は添付のとおり対応を実施した。

Ⅳ．今後の予定

2026 年度第 2 回の定期監査を 12 月に予定している。対象は、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部、安全・品質本部となる。

以　上

添付

第三者外部監査の抽出事項

提言事項

No.	監査項目	第三者外部監査機関により確認された提言事項	日本原燃の対応	実施部署
1	QMS 活動の実施状況	**貸出機器の設備照合に係る管理区域内の作業エリアへの未申請立入** • 廃棄物管理課が管理する第一種作業エリア内（主に委託先の B 社が作業）に、放射線管理計画書の名簿に登録されていない A 社（委託元：保全計画課）社員が立ち入った事象である。 • 再処理工場では、機器の借用箇所が設備照合を行う運用としており、今回の場合も局所排風機の借用箇所である廃棄物管理課の委託先 B 社が設備照合と実施済みのラベルを貼る認識であったことを聴取した。 • しかし、実際には貸出側である A 社が関与しており、ラベルを B 社へ現場で直接手渡そうとした。現場に出向いたところ B 社社員がいなかったため、自らラベルを貼ろうとしたが当該作業エリアは区画されていたので、B 社社員に電話で立入可否を確認した。B 社社員は名簿登録済みと誤認してしまい、必要な防護装備の着用を条件に立入可と回答したことを聴取した。 • その後、C 社社員（放射線安全課委託員）が、第一種作業エリアに適さない装備（不要なマスクポーチ着装のまま）の A 社社員を発見し、サーベイ後、身体汚染がないことを確認したうえで、当該作業エリアから退出させた。 • 是正処置として、速やかに報告・連絡・相談をすることを A 社の社内には教育したが、A 社への教育だけでなく、エリア立入を誤って認めた点について、B 社のような立ち入られる立場からどう防ぐかも気になる点である。 • 再処理工場には多くの協力会社が出入りすることから、作業エリアへの立入管理を確実なものとするために、より一層の対策の充実を期待して提言事項とした。	**貸出機器の設備照合の運用明確化** • 「再処理工場　工具センター運用マニュアル」に、借用箇所（主管課）が設備照合を行うことを徹底させるよう改正する。（完了日：2026 年 10 月 30 日） • 連絡系統を再認識し、適切な対応を徹底するため、委託業務（付帯業務含む）に関しては契約に基づく連絡系統に沿って、発注者・受注者間で確実に依頼・報告を行うよう事業部内に周知した。（2026 年 10 月 14 日） • 契約に基づく連絡系統において、日本原燃の主管課を経由せずに協力会社間で業務依頼がなされないよう、日本原燃の各主管課へあらためて注意喚起を行った。（2026 年 10 月 14 日） • 作業エリアを管理する管理担当課（B 社への発注部署）の立場から未申請立ち入りを防止するための対応として以下を実施した。 ➢「再処理事業部　放射線作業管理マニュアル」に作業エリアを管理する管理担当課の役割として、「当該作業件名に登録した作業者以外の者を作業エリアに入域させてはならない」旨を追記し改正した。（2026 年 9 月 24 日） ➢作業エリアを管理する全管理担当課員へ改正内容を遵守するよう依頼した。（2026 年 10 月 2 日） • 再処理工場における放射線業務のより一層の安全確保のため、現在および定期の放射線業務従事者に対して以下を実施した。 ➢再処理工場で放射線業務に従事するすべての協力会社へ本事象の事例説明およびあるべき姿を周知した。（2026 年 9 月 11 日） ➢年 1 回の保安教育資料（C-2：放射線管理に関すること）に本事象の事例説明およびあるべき姿の追加を行った。（2026 年 8 月 18 日） 処置完了日：2026 年 10 月 30 日	再処理事業部 再処理工場 保全技術部 保全計画課